

# 令和5年5月市議会臨時会 委員会資料 財 務 部

## 目 次

### 【予算案件】

- 1 令和5年5月補正 歳出予算（案）総括表…………… 1頁
- 2 本庁舎駐車場誘導員配置業務について…………… 2頁

### 【承認案件】

- 3 専決処分について承認を求める件
  - (1) 富山市市税条例の一部を改正する条例制定の件…………… 3頁
  - (2) 富山市地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例制定の件…………… 4頁
  - (3) 富山市高度利用地区における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例制定の件…………… 5頁

# 1 令和5年5月補正 歳出予算（案）総括表

【一般会計】

(単位：千円)

区分 予算科目(款・項)	補正前の額 A	補正額 B	補正後の額 A + B
財務部 合計	32,152,649	4,281	32,156,930
(款2) 総務費	2,990,816	4,281	2,995,097
(項1) 総務管理費	1,135,531	4,281	1,139,812
(項3) 徴税費	1,855,285	0	1,855,285
(款4) 衛生費	1,542,174	0	1,542,174
(項1) 保健衛生費	1,444,156	0	1,444,156
(項2) 環境衛生費	98,018	0	98,018
(款8) 土木費	6,033,969	0	6,033,969
(項5) 都市計画費	6,033,969	0	6,033,969
(款12) 公債費	21,485,690	0	21,485,690
(項1) 公債費	21,485,690	0	21,485,690
(款13) 予備費	100,000	0	100,000
(項1) 予備費	100,000	0	100,000

**【庁舎維持管理費】**

**2 本庁舎駐車場誘導員配置業務について**

[管財課]

(1) 補正額 4, 281千円

〔 財源内訳 一般財源 4, 281千円 〕

**(2) 補正の目的**

マイナポイントの申込み期限の延長に伴い、マイナンバーカードの発行及びマイナポイントの申込み等の各種受付に多数の来庁者が車で訪れ、本庁舎駐車場の混雑が予想されることから、駐車場内に車両の誘導や整理を行う誘導員を配置するもの。

**(3) 事業内容**

- ・業務内容 駐車場を利用する車両の誘導や整理など
- ・期 間 7月下旬から9月末までの平日
- ・配置人数 4人

### 3 専決処分について承認を求める件

#### (1) 富山市市税条例の一部を改正する条例制定の件

(令和5年3月31日専決)

[納税課]

#### 1 改正の理由

地方税法の一部改正に伴い、改正するもの。

#### 2 改正の内容

##### (1) 軽自動車税の改正

軽自動車税種別割において講じられている、燃費性能等の優れた軽自動車を取得した翌年度分の税率を軽減する特例措置について、以下のとおり適用期限を延長する。

特例割合	適用対象	適用期限
概ね75%軽減	電気自動車、天然ガス自動車	令和8年3月31日取得分まで 3年延長
概ね50%軽減	2030年度燃費基準90% 達成車	営業用乗用車について令和8年 3月31日取得分まで3年延長
概ね25%軽減	2030年度燃費基準70% 達成車	営業用乗用車について令和7年 3月31日取得分まで2年延長

※ 上記に加え、一定の排ガス性能及び2020年度燃費基準達成を要求。

(条例附則第33条の2関係)

##### (2) その他規定の整備

#### 3 施行期日

令和5年4月1日

(2) 富山市地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例制定の件

(令和5年3月31日専決)

[ 資産税課 ]

1 改正の理由

「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第26条の地方公共団体等を定める省令」の改正に伴うもの。

2 改正の内容

課税免除の対象となる固定資産の取得期限を令和5年3月31日から令和7年3月31日に2年延長する。

3 施行期日

令和5年4月1日

<参考> 条例の概要

(1) 対象分野

- ・医薬品関連産業
- ・電子デバイス関連産業
- ・ものづくり産業 等

(2) 対象事業者

- ・県知事から「地域経済牽引事業計画」の承認を受けた事業者

(3) 対象資産

- ・基本的な計画である「富山県地域未来投資促進計画」において設定した「促進区域」において、「地域経済牽引事業計画」に基づき設置・取得した一定の固定資産（土地・家屋・償却資産）
- ・取得価格の合計額が1億円（農林漁業及びその関連業種に係るものにあっては5千万円）を超えるもの

(4) 免除期間

- ・対象資産に対して最初に固定資産税を課すべきこととなる年度から3箇年度、課税を免除。

### (3) 富山市高度利用地区における固定資産税の不均一課税に関する 条例の一部を改正する条例制定の件

(令和5年3月31日専決)

[ 資産税課 ]

#### 1. 改正の理由

地方税法附則の改正により、権利床に係る固定資産税の減額措置の適用期限が2年(令和7年3月31日まで)延長されることに合わせて、権利床以外の保留床にも同等の措置を講じるため、適用期限を延長するもの。

#### 2. 改正の内容

高度利用地区内で、市街地再開発事業により都市再開発法に定める都市計画に適合して建築された耐火建築物の保留床に対して、5年度分、固定資産税の税率を軽減しているが、その固定資産の取得期限である令和5年3月31日を令和7年3月31日に改正し2年延長する。

※ 不均一課税とは、地方税法第6条第2項の規定に基づき、公益上その他の事由により必要がある場合に、条例により一般の税率とは異なる税率で課税することができるもの。

※ 市街地再開発事業により新築された建築物において、従前の権利者がその権利に応じて与えられる建築物の部分(床)を権利床といい、保留床とは、それ以外の部分をいう。

[条例に定める税率]

区 分	不均一課税の率(第1種市街地再開発事業)	
	初年度～第5年度	備 考
住 宅	0.933% (税率1.4%の2/3)	新築住宅に係る減額適用部分(120㎡以内)を除く
住宅以外	1.05% (税率1.4%の3/4)	第2種市街地再開発事業による場合は、税率0.933%を適用

#### 3. 施行期日

令和5年4月1日